

番 号：160055

国 名：パラグアイ

担当部署：地球環境部森林・自然環境グループ自然環境第二チーム

案件名：イグアス湖流域総合管理体制強化プロジェクト（プラットフォーム形成支援）

1. 担当業務、格付等

(1) 担当業務：プラットフォーム形成支援

(2) 格 付：3号

(3) 業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間等

(1) 全体期間：2016年4月中旬から2016年6月上旬まで

(2) 業務M/M：国内 0.70M/M、現地 1.00M/M、合計 1.70M/M

(3) 業務日数： 準備期間 7日 現地調査期間 30日 整理期間 7日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、場所

(1) 簡易プロポーザル提出部数：1部

(2) 見積書提出部数：1部

(3) 提出期限：3月23日(12時まで)

(4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>お知らせ>「業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出について」
(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html) をご覧ください。なお、JICA 本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

①業務実施の基本方針 16点

②業務実施上のバックアップ体制 4点

(2) 業務従事者の経験能力等：

①類似業務の経験 40点

②対象国又は同類似地域での業務経験 8点

③語学力 16点

④その他学位、資格等 16点

(計100点)

類似業務	参加型流域管理に係る各種業務
対象国/類似地域	パラグアイ/全途上国
語学の種類	英語もしくは西語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：特になし

(2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

本プロジェクトが対象とするイグアス湖流域（503,300ha）は、下流のアカラウ水力発電所（発電設備容量210MW）の夏場の水位調整用の湖として活用されており、同国における安定的な電力供給にとって重要な流域となっている。

他方、イグアス湖流域においては、1970年代から移住者による大規模な農業開拓が始まり、農地拡大による森林伐採や伝統的農業（焼き畑等）に伴う流域の荒廃、それに伴う貧困化と、さらなる農地拡大等の悪循環が生じている。この悪循環は、イグアス湖への土砂堆積を引き起こし、将来的な発電量の低下にもつながることが予想されている。こうしたことから、イグアス湖流域では中長期的な流域管理の実施が求められている。

当機構は2013年8月から2017年7月までの4年間の予定で、パラグアイ国電力公社（ANDE：Administración Nacional de Electricidad）をカウンターパート（C/P）機関として、技術協力プロジェクト「イグアス湖流域総合管理体制強化プロジェクト」を実施しており、現在長期専門家3名（チーフアドバイザー／流域管理、森林再生・修復、業務調整／参加型開発）を派遣中である。

本技術協力プロジェクトでは、成果の一つとして、関係機関との連携強化による、流域管理手法の確立を定めており、国及び市レベルでの関係機関によるプラットフォームの設置を支援することになっている。2015年9月に派遣された運営指導調査団の報告では、国・市の各レベルにおいてプラットフォームはまだ設置されていない状況であることが確認された。国レベルのプラットフォームについては、長期専門家による支援の下、実務者レベルの会合：ETE（Equipo Técnico Ejectivo）が設置され、不定期に会合を実施して、今後、正式に国レベルのプラットフォームの設置を行う予定となっている（本業務は長期専門家が担当）。また、市レベルのプラットフォームについては、流域にある10市のうち2市（オビエド市及びドクトール・ファン・レオン・マリョルキン市）の市長がANDEとのプラットフォーム立ち上げに向けた合意書について、口頭で了解したところであり、これら2市においてプラットフォームの設置支援が必要となっている。

7. 業務の内容

本業務では、市レベルのプラットフォーム設置準備及びプラットフォーム会議の実施支援を行う。また、市レベルのプラットフォームが流域管理のビジョン及び方針等を検討することに対する支援、C/PおよびANDE内部署横断チームを対象として、参加型流域保全を実施する際のファシリテーションスキルの養成も併せて実施する。具体的な業務内容は以下のとおり。

（1）国内準備期間（2016年4月中旬～4月下旬）

- ①プロジェクト関係資料（詳細計画策定調査報告書、2015年運営指導調査団報告書、月例報告書、その他専門家報告書等）を確認し、プロジェクトの内容及び進捗状況について把握し、現地調査で収集すべき情報を検討し、必要に応じ質問票（案）（西文）※を作成する。
※4.（2）語学が英語の場合、質問票その他の先方に出す資料については英文とし、プロジェクトにて西文に翻訳する。
- ②現地派遣期間のワークプランについて、JICA地球環境部と協議した上で、JICA関係者、及びプロジェクトチームに内容を確認しワークプラン（西文・和文）を最終化する。なお、この過程にあたっては必要に応じてパラグアイのプロジェクトチームと内容を確認する。

（2）現地派遣期間（2016年4月下旬～5月下旬、30日間）

- ①ワークプランを基に、C/P及びプロジェクト専門家と、現地派遣期間中の業務工程、業務方針について詳細を打合わせる。
- ②モデル市*の状況調査（聞き取り調査中心）：
 - *本業務対象とする2つのモデル市：オビエド市及びドクトール・ファン・レオン・マリョルキン市
 - ・プラットフォームに参加すべき人材（普及員他）の調査を行う：市長、保健・環境委員会、市のANDE-JICAプロジェクト担当者、農牧省、教育省市担当者、NGO、農協、C/P等

なお、市のプラットフォームでは、流域管理、環境教育、グリーンツーリズム、ごみ問題等、幅広く環境に関連する事項が議論される想定である。

③参加者の選定支援

- ・C/Pや市が選定したプラットフォーム参加者に対して、選定者の優先順位付け等に対してアドバイスを行う。なお、1プラットフォームあたりの規模は5-10名程度を想定している。
- ・プラットフォーム参加者の名簿を作成し、書面によりプラットフォーム参加に対する合意取り付けの支援を行う。
- ・C/Pがプラットフォームのファシリテーターとして、市レベルのプラットフォーム開催のロジ業務、議事進行等を行えるよう、ファシリテーターの業務内容を整理してC/P、市長、プラットフォーム参加者と共有する。また、本業務内容に基づきファシリテーターとしての育成を行う。

④市レベルのプラットフォーム準備支援

- ・市レベルのプラットフォームの運営主体に対して、市レベルのプラットフォームの目的と活動内容の理解促進のための研修を行う。
- ・C/P及びプラットフォーム運営主体となる市に対して、第1回市レベルのプラットフォーム開催に向けた準備支援を行う。具体的には以下の支援を行う。

－市レベルのプラットフォームにおける、参加者の確定

－議事次第の作成

－準備作業内容の確認と担当者の決定

－組織規定の草案作成

－文書管理の草案作成（プラットフォームに係る実施方針、組織規程、研修計画、年間活動計画等プラットフォームで決定した事項をまとめた議事録等の合理的な文書管理支援）

⑤第1回市レベルのプラットフォーム会議開催

- ・各市において第1回市プラットフォーム会議を支援する。本会議においてはプラットフォームの意義、目的を理解させるようにするとともに、国レベルの流域管理のビジョンと方針（2016年3月作成見込み）を踏まえ、市レベルの流域管理のビジョンと方針を策定するための検討を行う。
- ・市にはOrdenamiento Territorial（土地利用計画）の作成が国から義務付けられているが、対象2市においては土地利用計画の作成が進んでいない状況である。本業務においては、国レベルの流域管理のビジョンや方針に沿って、各市の土地利用計画の骨子案の策定を支援し、これも踏まえた市レベルの流域管理のビジョン及び方針等の検討を支援する。
- ・プラットフォームの検討結果や実施方針などの決定事項はプラットフォーム会議の議事録として取りまとめ、関係者に周知し、実行を促す。

⑥現地業務結果報告書（西文）を作成し、関係者に報告する。

（3）帰国後整理期間（2016年5月下旬～6月上旬）

- ①現地派遣期間における活動結果について専門家業務完了報告書（和文）を作成し、JICA地球環境部に提出し、関係者に対して説明・報告を行う。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は（3）専門家業務完了報告書とする。報告書等の体裁は簡易製本（ホチキス止め可）とし、電子データを併せて提出する。

(1) ワークプラン(言語:和文1部、西文3部 提出先:JICA地球環境部プロジェクトチーム、パラグアイ事務所)

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容及びスケジュール(案)などを記載。

(2) 現地業務結果報告書(言語:西文3部 提出先:プロジェクトチーム、C/P機関、パラグアイ事務所)

記載事項は以下のとおり。

- ①業務の具体的内容
- ②業務の達成状況
- ③今後に向けた課題
- ④添付書類:プラットフォーム設置手順書(案)

(3) 専門家業務完了報告書(言語:和文3部 提出先:JICA地球環境部、プロジェクトチーム、パラグアイ事務所)

記載項目は以下のとおり。

- ①業務の具体的内容
- ②業務の達成状況
- ③業務実施上遭遇した課題とその対処
- ④プロジェクト実施上での残された課題
- ⑤その他

9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約見積書作成の手引き」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。

留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積書に計上して下さい)。航空賃については、日本ーパラグアイ(アスンシオン)往復間のみを計上して下さい。

航空経路は、成田⇒ニューヨーク/ヒューストン/ドバイ⇒サンパウロ⇒アスンシオン(往復)を標準とします。

(2) 直接人件費月額単価

直接人件費月額単価については、2016年度単価を上限とします。

<http://www.jica.go.jp/announce/information/20160209.html>

10. 特記事項

(1) 業務日程/執務環境

①現地業務日程

現地派遣期間は2016年4月下旬~5月下旬に1回(30日間)を予定していますが、具体的な現地業務日程は提案が可能です。

②現地での業務体制

本業務に係る現地プロジェクトチームの構成は、以下のとおりです(本業務の現地作業期間に派遣されている専門家のみ記載しています)。

- ・チーフアドバイザー/流域管理(長期派遣専門家)
- ・森林再生・修復(長期派遣専門家)
- ・業務調整/参加型開発(長期派遣専門家)

③便宜供与内容

プロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舍手配：あり
- ウ) 車両借上げ：必要な移動に係る車両の提供（市外地域への移動を含む。）
- エ) 通訳傭上：あり
- オ) 現地日程のアレンジ：プロジェクトチームが必要に応じアレンジします。
- カ) 執務スペースの提供：プロジェクトオフィスにおける執務スペース提供（ネット環境完備）

(2) 参考資料

① 本プロジェクトの公開資料

- 事業事前評価表
(http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2013_1200148_1_s.pdf)
- Record of Discussions
(<http://gwweb.jica.go.jp/km/ProjDoc324.nsf/VW02040104/4C55FC3CCE663B4849257BA4000FEE15?OpenDocument>)

② 本業務に関する以下の資料を地球環境部森林・自然環境グループ自然環境第二チーム安元 (TEL:03-5226-9536) にて配布します。

- パラグアイ共和国イグアス湖流域総合管理体制強化プロジェクト運営指導調査報告書（2015年10月）
- 専門家業務完了報告書
イグアス湖総合流域管理体制強化計画専門家業務完了報告書（森林再生・植生回復および業務調整/参加型開発）
- イグアス湖流域総合管理体制強化プロジェクト月次報告書

(3) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意ください。現地の治安状況については、JICA事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行ってください。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意ください。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載ください。

(4) 不正腐敗防止

本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行ってください。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとします。

(5) その他

業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

以上